

渋谷区基本構想等審議会条例施行規則

平成二七年六月三〇日
規則第五六号

(趣旨)

第一条 この規則は、渋谷区基本構想等審議会条例（平成二十七年渋谷区条例第二十七号。以下「条例」という。）の施行について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第二条 この規則において使用する用語は、条例において使用する用語の例による。

(委員)

第三条 条例第三条の規定により委嘱する委員の内訳は、次に掲げるとおりとする。

- 一 学識経験者 七人以内
- 二 区民 十三人以内

2 前項第二号の区民のうちから委嘱する委員については、六人以内を公募により選任するものとする。

(小委員会及び専門部会)

第四条 審議会は、審議の効率的な運営を図るため、小委員会及び専門部会を置くことができる。

2 小委員会及び専門部会の委員は、前条に規定する委員のうちから会長が指名する。

(議事)

第五条 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(傍聴人)

第六条 傍聴を希望する者は、住所及び氏名を記載した書面により、審議会の開会前までに申し込むものとする。

2 傍聴席は会長が定め、傍聴人の定員は、原則として傍聴席の範囲内とする。

3 傍聴希望者が傍聴人の定員を超えたときは、抽選により決定し、審議会の開会時点で傍聴希望者が傍聴人の定員に満たないときは、傍聴希望者全員を傍聴人として決定する。

4 傍聴人として決定された者は、傍聴証の交付を受け、審議会の傍聴に当たってはこれを携帯しなければならない。

(傍聴することができない者)

第七条 次の各号のいずれかに該当する者は、傍聴することができない。

- 一 人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのある物を携帯している者
- 二 酩酊していると認められる者
- 三 その他議事を妨害することを疑うに足りる顕著な事情が認められる者

(傍聴人の遵守事項)

第八条 傍聴人は、傍聴席にあるときは、静粛を旨とし、次に掲げる事項を守らなければならない。

- 一 審議会における言論に対して拍手その他の方法により公然と可否を表明しないこと。
- 二 飲食、喫煙又は談笑をしないこと。
- 三 その他審議会の秩序を乱し、又は議事の妨害となるような行為をしないこと。

(会議の撮影、録音等の禁止)

第九条 傍聴人は、傍聴席において撮影、録音、録画、情報機器の使用その他これらに類する行為をしてはならない。ただし、あらかじめ会長の許可を受けたときは、この限りでない。

- 2 会長は、前項ただし書の許可をするに当たり、必要な条件を付し、又は指示をすることができる。

(傍聴人の退場)

第十条 会長は、傍聴人が前三条の規定に違反していると認められるときは、当該傍聴人を退場させることができる。

- 2 条例第六条第三項の規定により、審議会を非公開としたときは、会長は傍聴人を退場させるものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成二十七年七月一日から施行する。
- 2 この規則は、答申日の翌日に、その効力を失う。

附 則

この規則は、平成二十七年八月一日から施行する。